

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月13日

**【事業年度】** 第127期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

**【会社名】** 日本ヒューム株式会社

**【英訳名】** NIPPON HUME CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 野村 静夫

**【本店の所在の場所】** 東京都港区新橋五丁目33番11号

**【電話番号】** (03)3433 4111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 石井 孝雅

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区新橋五丁目33番11号

**【電話番号】** (03)3433 4111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 石井 孝雅

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月30日に提出いたしました第127期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレートガバナンスの状況等

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（訂正前）

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（省略）

###### 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用し、監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）により構成されております。監査役会は定期的開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役は、取締役会、全国事業所長会議等の重要な会議に出席して適宜意見を述べるとともに、職務の執行状況を監視できる体制としております。各監査役の間での意見交換は適宜行われ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに運用を監視し、業務執行の適法性に関する監査を実施しています。

こうした取り組みの結果、客観的立場から経営を監視する体制が機能していると判断して、現在の体制を採用しています。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

～ <省略>

～ 記載なし

(訂正後)

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(省略)

企業統治の体制

当社は監査役制度を採用し、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)により構成されております。監査役会は定期的開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役は、取締役会、全国事業所長会議等の重要な会議に出席して適宜意見を述べるとともに、職務の執行状況を監視できる体制としております。各監査役の間での意見交換は適宜行われ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに運用を監視し、業務執行の適法性に関する監査を実施しています。

こうした取り組みの結果、客観的立場から経営を監視する体制が機能していると判断して、現在の体制を採用しています。

当社は、取締役及び監査役が本来なすべき職務の執行を円滑に行うことができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

～ <省略>

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。